

4 現状と課題

令和3年4月の三鷹市の高齢化率は21.8%となっており、今後も上昇することが想定されています。令和2年国勢調査によれば、三鷹市の65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、高齢者単身世帯は37%となっており、全国の割合よりも高くなっています。さらに、認知症の方や知的障がい者の方も全国的に増加傾向にありますことから、今後身寄りのいない高齢者の増加や、親亡き後の障がい者の問題等で潜在的な成年後見制度のニーズは増加するものと推測されます。

三鷹市では成年後見制度の推進機関として、平成15年度から権利擁護センターみたかを設置し、成年後見制度の利用促進を図っています。この間、三鷹市における成年後見制度の利用者は、令和2年12月末時点で453人となりました。これは人口1万人あたりで換算すると23.8人となり、市部の22.8人や特別区部の17人と比較すると高い数値となっています。

その一方で、普段の生活からは縁遠い言葉や仕組み、手続きなどが成年後見制度の利用を遠ざけ、制度を必要とされている方々が積極的に利用するまでには至っていないという課題があります。加えて三鷹市では後見類型が約72%を占めており、補助・保佐類型の利用者が少ないことから、判断能力が十分にあるうちから成年後見制度を正しく理解し、必要となった時に、その状況に最も適した制度の利用につながるよう、より一層の制度の周知・啓発が必要です。

また、成年後見制度を必要とする方を早期に発見し、支援につなげるためには、保健・医療・福祉等を含めた地域での日常的な連携が必要不可欠です。複雑・複合化する課題に対応するためにも司法等の専門職を含めた地域でのネットワークの構築が求められます。

このように、今後の成年後見制度の利用者増加に備え、専門職以外の担い手の確保が必要になります。三鷹市では市民後見人の養成を行っていますが、登録者数は10人（令和2年度末時点）で、引き続き新たな担い手の養成や支援が必要になります。

さらに、成年後見制度の利用促進の一環として、三鷹市では市長申立てや成年後見人等の報酬の助成を行っており、件数は年々増加傾向にあります。今後も成年後見制度を必要とする方々に、制度の利用が行き届くよう、引き続き支援を行う必要があります。